

市民コメント制度に係る意見書に対する「市の考え方(回答)」の修正について

◎第3次上尾市図書館サービス計画(案)

■2/17以降の変更箇所数 8件(内計画書の変更を伴うもの 2件(計10→12件))

上尾市教育委員会教育総務部図書館

該当No.	意見の該当項目及び要旨	市の考え方(回答)-修正前	市の考え方(回答)-修正後	修正理由
5	新図書館計画の検証をするべきである。	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。</p>	<p>●<u>下線部を以下のとおり変更する。</u></p> <p><u>ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。</u></p> <p>新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。<u>経緯をもう少し整理して記述します。</u></p>	<p>☞図書館協議会委員指摘 もう少し、整理説明が必要である。 ※計画書の修正</p>
6	市の計画では、指定管理者との文面があるが、コストも含めそちらにシフトすべきではないのか。	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>指定管理者制度の導入は、良質な図書館サービスを提供するための効果的かつ効果的な運営手法として、選択肢の一つであると認識しております。行政改革の取り組みと連携しながら、本計画を推進する中で、より良い運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。</p>	<p>●<u>下線部を以下のとおり変更する。</u></p> <p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p><u>指定管理者制度は、平成28年度の図書館協議会答申を踏まえ、導入ありきではなく、良質な図書館サービスを提供するための効果的かつ効果的な運営手法の一つとして検討すべきものと認識しております。</u>行政改革の取り組みと連携しながら、本計画を推進する中で、より良い運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。</p>	<p>☞図書館協議会委員指摘 平成29年3月の図書館協議会答申についても一定の見解として示す必要がある。</p>
8	第3次サービス計画(案)のはじめに第2次計画(改定前)の厳しい検証が必要である。	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>新図書館の見直しとそれに伴う本館の現状について、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。</p>	<p>●<u>下線部を以下のとおり変更する。</u></p> <p><u>ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。</u></p> <p>新図書館の見直しとそれに伴う本館の現状について、様々なご意見があることは認識しております。<u>経緯をもう少し整理して記述します。</u></p>	<p>☞図書館協議会委員指摘 もう少し、整理説明が必要である。 ※計画書の修正</p>
19	司書有資格者や専門知識を持った職員の配属を現行制度の中で可能な限り対応との記載があるが、専門性・経験性を有する職員の配置が必須ではないか。	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>図書館に関する専門性を有する司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政の方針などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。本計画では、これを前提としてサービスの方向性を示しております。</p>	<p>●<u>下線部を削除する。</u></p>	<p>☞図書館協議会委員指摘 「司書」は、法令等の趣旨として、必置ではなくとも努力義務ではある。</p>
29	司書有資格者はいるが司書はいないと聞いた。図書館の専門職である司書の扱いに疑問を感じる。	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見にある「司書はいない」とは、市の制度上の職名を指してのものと思われます。司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図ってまいりたいと考えております。</p>	<p>●<u>下線部を削除する。</u></p>	<p>同上</p>

市民コメント制度に係る意見書に対する「市の考え方(回答)」の修正について

上尾市教育委員会教育総務部図書館

該当 No.	意見の該当項目及び要旨	市の考え方(回答)-修正前	市の考え方(回答)-修正後	修正理由
33	図書館は専門的知識を持った職員が必要だが、実態は司書有資格者でない者も勤務している。有司書資格者に図書館運営を任せるよう条例を変えてもらいたい。	ご意見は、参考とさせていただきます。 なお、司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたくと考えております。	● <u>下線部を削除する。</u>	同上
35	上尾市図書館には、図書館法に規定される「司書」・「司書補」は配置されていない。このことを明らかにしたうえで、様々な取り組みをする必要がある。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、「司書」の一つの考え方で、地方公共団体における制度上の議論であると考えます。司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたくと考えております。	● <u>下線部を削除する。</u>	同上
41	上尾市図書館の現状を見れば、図書館法に規定される「専門的職員としての司書」は、採用・配置されていない。この対策が講じられない限りは『在り方』の記述には首肯できない。	ご意見は、参考とさせていただきます。 「司書」に対する考え方に基づく、ご意見の一つとして取り扱わせていただきます。「司書」を職名として採用するかどうかや、その配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。現行制度の中では、司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置し、その専門知識を利用者サービスに役立てることが、重要であると思われれます。	● <u>下線部を削除する。</u>	同上